

【第44号】

審判番号	本件商標	類	結論	適用条文と要旨 876
異議2024-900019	三井製薬	3,10,2 9,30,4 4	Z (拒絶)	【商標法4条1項15号】 商標権者:日本三井製薬株式会社有限公司 申立人:三井薬品株式会社
【査定要旨】(1) 「三井物産」及び三井グループ各企業は、「三井」の文字からなる商標を自己の業務の商品・役務に永年使用した結果、「三井」の文字からなる引用標章は、本件商標の登録出願前より三井グループに属する企業の商標として、需要者間に広く認識され、全国的に著名となっていた。				
(2) そして、引用標章「三井」と本件商標「三井製薬」の類似性の程度は低いとはいえず、また、本件商標の指定商品及び指定役務と、申立人2らの事業範囲は全産業にわたることから、互いに密接な関連性を有し、さらに、両者の需要者は、一般の消費者を含むものである。				
(3) そうすると、本件商標中「三井」の文字部分が強く印象づけられ、これを本件商標中の要部として三井グループの商標を連想し、本件商標の使用は、需要者をして、三井グループの業務に係る商品及び役務であるかのように、その出所について混同を生じさせるおそれがある。よって、本件商標の登録は、商標法第4条第1項第15号に違反してされたものである。				

審判番号	本件商標	類	結論	適用条文と要旨 858
異議2023-900192	【立体商標】 3条2項 	14	Y (登録)	【商標法3条1項3号】 商標権者:カシオ株式会社 申立人:シチズン株式会社
【査定要旨】(1) 本件商標は、商標法3条1項3号に該当するものの、本件商標と同一視できる形状からなる商品の販売実績及び本件アンケート調査等に基づき、同条第2項の要件を具備するものと認定、判断されている。				
(2) 申立人は、本件アンケート調査方法に懸念を示すなどし、その結果について疑問であるとしているが、客観的に、この結果を覆さなければならない具体的な理由及び証拠の提出はない。				
(3) 商品の販売期間、販売数量等の販売実績及び広告宣伝等の実情をも踏まえ、総合して判断すると、これを覆すような事実は見いだせず、よって、本件商標は同法第3条第2項の要件を具備するものである				

審判番号	本件商標	類	結論	適用条文と要旨 243
不服2024-005981		30	Y (登録)	【商標法3条2項】 カバヤ食品株式会社 第30類「塩を含むタブレット状の菓子」
【査定要旨】 本願商標は、「塩分を補給する商品」程の意味合いを認識し、商品の品質を表示するにすぎないが、請求人は、2009年に販売を開始し、2015年3月より、請求人商品に本願商標の使用を開始し、現在に至るまでその態様を変更せずに継続的に使用している。				

そして、本件使用商品は全国で販売され、2017年以降、塩分味・塩味市場の菓子カテゴリーにおいて、市場シェア1位を維持している。また、請求人は、テレビCMやSNSでのキャンペーン、新聞・雑誌での広告掲載等、本件使用商品は、新聞、あらゆる層を対象とした雑誌等、種々の媒体において、第三者により、請求人の取扱いに係る商品として多数紹介されている。

そうすると、本願商標は、需要者が請求人の業務に係る商品を表示する商標として認識するに至ったものとみるのが相当であり、本願商標は、商標法第3条第2項の要件を具備する。

審判番号	本件商標	類	結論	適用条文と要旨 401-7
不服2024-017255 不服2024-017256 不服2024-017257	グリーンガーナ ガーナブラック ガーナホワイト	30	Y (登録)	【商標法4条1項16号】
【査定要旨】 (1)「チョコレート」以外の指定商品は、「ガーナ共和国産の又はガーナ共和国産の原材料を使用した商品」に限定した結果、商品の品質について誤認を生ずるおそれはなくなった。				
(2)本願商標を「チョコレート」に使用するときは、構成中の「ガーナ」の文字より、その商品が「ガーナ共和国産の又はガーナ共和国産の原材料を使用した」商品であると認識するというより、「請求人の業務に係る「チョコレート」のブランド」を想起する蓋然性が高く、商標法第4条第1項第16号に該当しない。				
(3)なお、「チョコレート」については、本願商標構成中の「ガーナ」の文字は、「ガーナ共和国」ではなく、不服2019-8784号において商標法第3条第2項の適用を受けて登録を認められた「Ghana」(登録第6258737号)				

審判番号	本件商標	類	結論	適用条文と要旨 749
不服2025-003433	タイロン	11	Y (登録)	【商標法4条1項11号】 TYRONE
【査定要旨】 (1)本願商標からは、「タイロン」の称呼が生じ、特定の観念は生じない。一方、引用商標からは、「ティロン」、「タイロン」、「ティローン」と「タイローン」の称呼が生じ、また、特定の観念は生じないものである。				
(2) そうすると、両商標は、称呼においては引用商標から複数生じる称呼の一において共通する場合があるも、他の称呼において明瞭に聴別でき、観念において比較できず、外観においては明確に区別できるものである。				
(3) そうすれば、両商標が与える印象、記憶等を総合してみれば、商品の出所について誤認混同を生じるおそれはなく、非類似の商標というのが相当である。				